

江戸時代には庶民が離婚する際には、法令によって夫から妻へ離縁状を渡すことが必要とされていました。その文面が三行半に書かれることが多かったことから、離縁状は俗に「みくだりはん」とも呼ばれました。この史料は、新田郡徳川郷（現太田市徳川町）の縁切寺満徳寺に駆け込んだ妻に渡された離縁状の文言「しんこうのしゆくえんせんぼくのこと深厚之宿縁浅薄之事」をまねたもので、上州における典型的な離縁状です。婚姻関係の解消は、江戸時代においても珍しいことではなかったようです。

濱野さく家文書 P9405 No.512-2
 (邑楽郡大泉町下大泉)

② 離縁状之事 みくだりはん さりじょう (三行半の去状)

弘化2年(1845)10月19日

江戸時代には庶民が離婚する際には、法令によって夫から妻へ離縁状を渡すことが必要とされていました。その文面が三行半に書かれることが多かったことから、離縁状は俗に「みくだりはん」とも呼ばれました。この史料は、新田郡徳川郷（現太田市徳川町）の縁切寺満徳寺に駆け込んだ妻に渡された離縁状の文言「しんこうのしゆくえんせんぼくのこと深厚之宿縁浅薄之事」をまねたもので、上州における典型的な離縁状です。婚姻関係の解消は、江戸時代においても珍しいことではなかったようです。

濱野さく家文書 P9405 No.512-2
 (邑楽郡大泉町下大泉)

離縁状之事

深厚之宿縁浅薄之事

不和之由

縁切

縁切

弘化二年

十月十九日

濱野さく

一頁

【25】 離縁状之事（三行半の去状）

〔釈文〕

離縁状之事

深厚宿縁薄、今及_二離別_一事
不_レ私、然上者明日何方_江
縁付嫁候共、_二念無_レ之候、
依去状、如_レ件

弘化_二己年

十月十九日

勘十郎（爪印）

よし殿

〔読み下し文〕

離縁状の事

深厚の宿縁薄く、今離別に及ぶ事
私にあらず、然る上は明日何方へ
縁付き嫁ぎ候共、_二念これ無_レく候、
依て去り状、件の如し

弘化_二己年

十月十九日

勘十郎（爪印）

よし殿